

## 【参考1】土地履歴調査（終了）

対象の用地について、過去に有害物質の取扱事業所が存在していたか等について、調査しました。

- (1) 実施期間：平成25年2月4日～3月31日
- (2) 調査結果：建設用地には過去に機械等を製造する工場が立地していたことから、土壤汚染のおそれの可能性があり、土壤汚染概況調査が必要となりました。

## 【参考2】 土壤汚染概況調査（終了）

用地から表層部分の土壤ガス・土壤試料を採取・分析し、汚染の有無を調査しました。

- (1) 調査対象面積：約3,100㎡を10m四方に区切った全36区画
- (2) 調査物質：東京都環境確保条例が定める有害物質全26物質のうち21物質
  - ①第一種有害物質（テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物）  
全11物質について土壤ガス濃度（単位：volppm）を調査
  - ②第二種有害物質（カドミウム、六価クロム、鉛等の重金属等）  
全9物質について土壤溶出量（単位：mg/L）及び土壤含有量（単位：mg/kg）を調査
  - ③第三種有害物質（PCB、農薬等）6物質のうち、土地履歴調査の結果、使用履歴のない農薬を除きPCB1物質のみについて土壤溶出量（単位：mg/L）を調査
- (3) 実施期間：平成25年6月25日～8月30日
- (4) 調査結果：概況調査結果のうち、基準値を超過した物質は以下のとおり。区画位置については別紙参照。

項目		区画数	分析結果	基準値	分析内容 (単位)
第一種 有害物質	テトラクロロ エチレン	3区画	3区画とも 0.1volppm	0.1volppm 未満	土壤ガス濃度 (volppm)
第二種 有害物質	ふっ素及び その化合物	2区画	0.83mg/L 1.2mg/L	0.8mg/L	土壤溶出量 (mg/L)
	土壤含有量（単位：mg/kg）は全て基準値を超過せず。				
第三種 有害物質	土壤溶出量（単位：mg/L）は全て基準値を超過せず。				

※土壤溶出量基準：地下水等の摂取による健康影響の観点（具体的な地下水調査は詳細調査として実施）。汚染された地下水を毎日2L、70年間飲み続けた場合、10万人に1人に健康被害が生じる基準値を設定。

※土壤含有量基準：土壤の直接摂取による健康影響の観点。一生涯（70年）汚染された土地に居住し、100mg/日（6歳以下の子どもは200mg/日）の土を食べた場合、10万人に1人に健康被害が生じる基準値を設定。

（参考：「指定基準値の設定の考え方」環境省土壤環境施策に関するあり方懇談会資料）

※第一種有害物質については、3区画について、詳細調査で土壤溶出量を測定する。